

長野県パパ育休公表奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性別にかかわらず誰もが育児休業を取得しやすい職場環境づくり及びその取得に向けた一層の取組を促すため、男性の育児休業取得状況の公表に取り組む中小企業等に対して、予算の範囲内において長野県パパ育休公表奨励金（以下「公表奨励金」という。）を交付することに関して、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。）又はサービス業を主たる事業とする場合は5,000万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超えない法人又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする場合は50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする場合は100人）を常態として超えない法人又は個人事業主をいう。
- (2) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号及び中小企業等が就業規則及び労働協約に定めるところにより、子を養育するための休業（出生時育児休業を含む。）をいう。

(対象事業主)

第3条 この要綱において、公表奨励金の交付対象者は、中小企業等のうち、過去に公表奨励金を受給しておらず、第5条に規定する交付申請日時点において次の各号をすべて満たしている者（以下「対象事業主」という。）とする。

- (1) 長野県内に本社又は主たる事務所を有すること。
- (2) 長野県税に未納の徴収金がないこと。
- (3) 事業分野が、性風俗関連営業・接待を伴う飲食店等営業若しくはこれらの一部を受託する営業を行っている場合又は公序良俗に反する場合のいずれにも当てはまらないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員及び暴力団と関わりがないこと。
- (5) 申請日前3年以内に労働関係法令その他の法令に係る重大な違反をしていないこと。
- (6) 長野県パパママ育休実践企業登録制度実施要領の規定による有効な登録があり、3期登録を継続する意思があること。
- (7) 令和6年4月1日以降に男性従業員が取得を開始した育児休業により、次のア及びイのいずれかを満たしていること。

ア 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条第 3 項の規定による両立支援等助成金出生時両立支援コース（第 1 種）（以下「助成金①」という。）及び同条第 4 項の規定による育児休業等の取得の状況を公表したのとして情報公表加算の支給決定通知を受けた者

イ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条第 9 項の規定による両立支援等助成金育児休業等支援コース（育休取得時）（以下「助成金②」という。）及び同条第 10 項の規定による育児休業等の取得の状況を公表したのとして情報公表加算の支給決定通知を受けた者

2 前項に掲げる要件を満たす場合であっても、知事が適当でないと判断した場合は奨励金の対象外とする。

（交付額）

第 4 条 公表奨励金の交付額は、1 事業主あたり 3 万円とする。

（交付申請及び実績報告）

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書及び規則第 12 条の規定による実績報告書は、様式第 1 号のとおりとし、公表奨励金の交付を受けようとする対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、助成金①又は助成金②の支給が決定されてから 2 か月以内又は当該支給決定日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。

2 規則第 3 条に規定する申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 法人に係る登記事項証明書（申請事業主が法人等の場合）又は開業届等所在地が確認できる書類の写し（申請事業者が個人事業主又は法人格を持たない団体の場合）

(2) 次のア及びイのいずれかの申請書の写し

ア 両立支援等助成金（出生時両立支援コース（第 1 種））支給申請書及び両立支援等助成金（出生時両立支援コース（第 1 種/育児休業等に関する情報公表加算））支給申請書

イ 両立支援等助成金（育児休業等支援コース（育休取得時））支給申請書及び両立支援等助成金（育児休業等支援コース（育児休業等に関する情報公表加算））支給申請書

(3) 前号に規定するア及びイのいずれかの支給申請書に対する支給決定通知書の写し

(4) 県税に未納の徴収金がないことを証する書類

(5) その他知事が必要と認める書類

3 前 2 項の規定にかかわらず、手続の簡素化を図るために知事が適当と認めた場合には、申請書及びこれに添付する書類の一部の提出を省略することができるものとし、その詳細は知事が別に定める。

（交付決定及び額の確定）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請書および実績報告書が提出されたときはその

内容を審査し、適当と認めるときは、公表奨励金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を提出者に通知するものとする。交付決定に当たり必要があると認めるときは、申請事業主に対して、交付申請に関する事項について必要な調査を行うことができるものとする。

(奨励金の支払い)

第7条 知事は、前条の規定による公表奨励金の額の確定通知を受けた者に対し、様式第1号により、同条の規定による確定額に基づき、奨励金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請事業主は、交付申請を取り下げるときは、遅滞なく、様式第2号による申請取下げ・受給辞退届を知事に提出しなければならない。

(所在地等の変更)

第9条 交付申請後、申請事業主が交付決定通知を受けるまでの間に名称、所在地、代表者等を変更したときは、遅滞なく、様式3号による変更届を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、第6条の規定により交付決定の通知を受けた申請事業主（以下「受給事業主」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、公表奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 様式第2号により受給の辞退を申し出たとき。
 - (2) 長野県パパママ育休実践企業登録制度実施要領の規定による登録期間の末日までに登録の更新申請がなく、登録期間末日から起算して3か月を経過した日においてもなお更新申請がなされない状態が、初回登録期又は2期目に生じたとき。
 - (3) 長野県パパママ育休実践企業登録制度実施要領の規定による登録を行ってから3期目までの間に、当規定に定める登録抹消申請書を提出したとき又は当規定に基づき知事から登録を取り消されたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により公表奨励金の交付決定を受けたとき。
 - (5) その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定は、公表奨励金の交付後においても適用する。
- 3 第1項の規定に基づく取消を行った場合は、知事は当該受給事業主に通知する。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により公表奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に公表奨励金が受給事業主に支払われているときは、期限を付して当該受給事業主にその返還を命じる。

(帳簿等の保存期間)

第12条 受給事業主は、この公表奨励金についての経理を明らかにする帳簿及び書

類を、公表奨励金の交付決定のあった日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公表奨励金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度分の公表奨励金から適用する。

(交付申請に関する経過措置)

2 助成金①又は助成金②の支給決定日が令和6年4月1日以降同年6月30日以前である申請事業主に対する第5条の規定の適用については、「助成金①又は助成金②の支給が決定されてから2か月以内又は当該支給決定日が属する年度の3月31日のいずれか早い日」を「令和6年8月31日」と読み替える。